

3 人を惹きつける地域づくり

(1)人口減少対策 ①東京一極集中の是正

国への提案事項

これまで地方創生の様々な取組が行われてきたが、東京一極集中という大きな流れを変えるには至っていない。

過度な東京一極集中は、イノベーションの促進に必要な多様性確保への懸念、超過密による生活環境の悪化や大規模災害によるリスクなどを生じさせるだけでなく、日本経済を支える地方の製造業や国民への食料供給を担う農林水産業などの持続的な成長を阻害し、日本全体の均衡ある発展や経済成長に大きな影響を及ぼすものである。

国においては、東京一極集中の是正を国政の重要課題に位置付け、「人や企業の地方分散」を図るため、関連施策の展開や新規施策の具体化など、積極的に取組を展開していただきたい。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
 - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
 - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し、地方の魅力等を発信することにより、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

国への提案事項

3 地域における高等教育へのアクセス確保

- 地域における質の高い高等教育へのアクセス確保に向け、高等教育機関が東京都に過度に集中している状況を是正するため、地方大学・産業創生法に基づく、東京 23 区内の大学学部の収容定員規制(2018年～2028年)の効果を検証し、制度延長を含め、より実効性の高い対策の検討を行うこと。

4 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

国への提案事項

5 地方移転を促進するインセンティブの構築

○ 企業の地方移転を実現するための実効性の高いKPIを設定することで、適切に進捗管理を行うとともに、

- ・東京圏と地方での従業員数により、法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- ・雇用促進税制のオフィス減税への一本化により、地方移転へのインセンティブが減少しないよう、その動向を注視するとともに、必要に応じて制度の見直しについて検討すること。
- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

6 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方への副業・兼業を含むプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、地域未来交付金の充実など、財政支援を強化すること。

7 東京と地方における財源配分の適正化

- 現在モデル事業が進められている「ふるさと住民登録制度」により、関係人口の量的拡大・質的向上が期待される。
将来的には二地域居住等の促進につながると考えられることから、ライフスタイルの多様化に対応する新たな住民税の仕組みを創設すること。

3 人を惹きつける地域づくり

(1) 人口減少対策

① 東京一極集中の是正

国への提案事項

8 統計調査手法の抜本的見直し及び全国統一的な人口移動調査の実施

- 国が都道府県を經由して実施している統計調査で、調査員調査を採用しているものについては、行政記録情報やビッグデータ等の活用、民間委託等を積極的に推進し、原則、統計調査員を介さない調査方法とすること。新たな調査方法は、郵送やオンラインを原則とし、かつ地方の事務負担の軽減が図られるよう見直しを進めること。
- 東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、移動理由等を解明できる全国統一的な仕組みを構築するとともに、人口実態の正確な把握が可能となるよう、国で公表している類似の人口統計を統合すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、経済産業省】

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

3 人を惹きつける地域づくり

(1)人口減少対策

①東京一極集中の是正

現状／国・広島県の取組状況

○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ 地域未来交付金
(地域未来推進型、デジタル実装型など) 等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る
機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUIターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等
の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

課題

- 国は、第1期、2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などにおいて、東京一極集中の是正を重要課題と位置付け、東京圏と地方の転入・転出を均衡させることを目標に取組を進めてきたが、その後も東京圏への一極集中の傾向は続き、現在は、2025年に策定された「地方創生に関する総合戦略」の下、若者や女性に選ばれる地域づくりや企業・大学の地方分散などを通じ、東京一極集中の是正に取り組んでいる。
- こうした中、2025年における東京圏への転入超過数は12.4万人と、前年比で1万人の縮小がみられるものの、依然高い水準となっている。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2023年以降、1万人規模の水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。

- 3 地域における高等教育へのアクセス確保
- 4 企業の移転促進に向けた調査・分析
- 5 地方移転を促進するインセンティブの構築
- 7 東京と地方における財源配分の適正化

現状／国の取組状況等

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 学校基本統計(R6)によると、東京都の大学入学定員は約17万人と、全国の定員の25%を占めており、大学進学時に域外から10万人を超える入学者を受け入れている。
 - ・ 全国の事業所の30%が東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)に所在。
 - ・ 東京圏への本社移転は、2011年以降10年連続転入超過が続き、2021年から転出超過となっていたが、2025年には再び転入超過となっている。
- 企業ニーズと施策のミスマッチ
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和8年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和10年3月末まで2年間延長
- ・ オフィス減税の税額控除率等の引き上げ(要件あり)
- ・ オフィス減税の対象に中古資産の購入及び改修を追加
- ・ 雇用促進税制をオフィス減税(拡充部分)へ一本化

- 多様なライフスタイルに対応した地域活性化のための基盤整備(二地域居住の促進)
 - ・ コロナ禍を経て、UJターンを含めた若者・子育て世帯等を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、その促進に向け、基盤整備に関する法改正が2023年5月に行われたところ。

3 人を惹きつける地域づくり

(1)人口減少対策

①東京一極集中の是正

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、地方への人の流れの創出・拡大に取り組むとともに、地域における高等教育へのアクセス確保や企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。
- 二地域居住を一層促進し、地方への人の流れを創出・拡大していくためには、住民税の仕組みについても、二地域居住に対応させる必要がある。

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和8年3月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	137,142	39,446
広島県	4,586	1,170(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、3,033件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和8年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
補助件数(常勤雇用)	20	33	34	40	53	39	41	47	47	36	390
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	17	10	153
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	36.2%	27.8%	39.2%

課 題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約12万人(令和7年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

8 統計調査手法の抜本的見直し及び全国統一的な人口移動調査の実施

現状

【統計調査方法の抜本的見直し】

- 現在の国の統計調査の方法は、統計調査員が住宅等を戸別訪問することが基本となっており、オートロックマンションや単身世帯等の増加、個人情報保護意識や、近年の特殊詐欺の増加などによる警戒心の高まり等により、調査対象者からの協力が得られにくい方法になっており、統計調査員の負担が大きくなっている。
- さらに、調査員の高齢化、共働き世帯の増加、定年年齢の引上げ、調査員確保に大きな役割を果たしてきた自治会の加入率の低下等により、統計調査員の確保が一層困難になっている。

【全国統一的な移動理由の調査・分析の必要性】

- 国と地方が東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するためには、移動理由を含めた人口の実態の詳細な把握と分析が重要であるが、現在全国統一的に移動理由を調査する仕組みが存在しない。
- 本県では、市町村窓口を通じて独自に移動理由調査を実施しているが、マイナポータルでの転出届が可能になったことによる来庁者の減少等により、調査精度が低下しつつある。
- さらに、同様の移動理由調査を実施する都道府県も少なく、かつ調査項目が異なっていることから、人口実態の分析を行う際の全国比較が困難な状況にある。

【国公表の類似の人口統計の統合】

- 現在、国の人口に関する統計は、目的や集計方法、データの種別等が異なったものが、複数の機関から数種類公表されているため、地方自治体や世間で人口の状態を捉える際に、適切なデータを選択するにあたり、複雑かつ分かりにくい状況が生じている。

3 人を惹きつける地域づくり

(1)人口減少対策

①東京一極集中の是正

【参考】国公表の人口統計について

	住民基本台帳人口移動報告	人口推計	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
調査主体	総務省統計局	総務省統計局	総務省自治行政局
目的	住民基本台帳による人口の移動状況の把握	国勢調査の実施間の時点においての各月、各年の人口状況の把握	住民基本台帳上の人口及び世帯数並びに1年間の人口動態の把握
調査期間	1月～12月	10月～翌年9月	1月～12月
年報公表日	1月下旬	4月中旬	7月下旬

課題

- 現在の調査員に頼った調査方法では、将来的に業務を適切に完了させることが困難となり、国や地方自治体における様々な施策の基礎となっている統計調査を継続できなくなることが強く懸念されるため、調査方法の抜本的な見直しが必要である。
- 国と地方が東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するためには、人口の実態の詳細な把握と要因分析が重要である。
- そのため、転出入届時等で移動理由を解明できる全国統一的な仕組みを構築し、さらには、国で公表している類似の人口統計を統合するなど、地方自治体等が人口実態を総合的に把握可能なものとする必要がある。

